

高知大学外国人研究者受入規則

平成16年4月1日
規則第69号

最終改正 令和5年6月20日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において共同して研究活動に従事する外国人の研究者（以下「外国人研究者」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で外国人研究者とは、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する資格を有する者又はこれに相当する研究業績を有すると認められる者をいう。

- (1) 外国政府、国際機関、日本学術振興会その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (2) 前号に掲げる者のほか、本学における学術研究の国際交流を推進するうえで適当と認められる外国人研究者

(受入手続)

第3条 外国人研究者の受入れは、当該部局（大学院総合人間自然科学研究科、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所及び保健管理センターをいう。）の長（以下「部局長」という。）の申請に基づき、学長が承認する。ただし、受入期間が1月未満については、部局長が承認し、学長に報告するものとする。

- 2 前項の申請は、受入予定日の1月前までに、外国人研究者受入承認申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(受入期間)

第4条 外国人研究者の受入期間は、1年以内とする。ただし、部局長が特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、期間を延長することができる。

- 2 前項の申請は、外国人研究者受入期間延長承認申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

(受入条件)

第5条 学長は、外国人研究者の受入れに当っては、次の条件を付すものとする。

- (1) 本学は、別に定めのある場合を除き、給与、渡航費及び滞在費その他の費用は、支給しないものとする。
- (2) 本学は、災害その他事故にあった場合にその責を負わないものとする。
- (3) 重大な過失により本学の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償するものとする。
- (4) 本学の諸規則を遵守するものとする。

(施設等の使用)

第6条 共同研究に従事するために必要な施設、設備等は、本学の教育・研究に支障のない範囲において、外国人研究者に使用させることができるものとする。

(受入れの取消し)

第7条 学長は、外国人研究者が、教育・研究その他本学の正常な運営に重大な支障を生じさせたときは、当該研究者の受入れを取り消すことができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、外国人研究者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日規則第122号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月20日規則第15号)

この規則は、令和5年6月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第3条関係）

外国人研究者受入承認申請書

年 月 日

高知大学長 殿

部局の長

外国人研究者として、下記のとおり受入れをしたいので申請します。

記

カタカナ 氏名 (母国語)			性別 男 女
生 年 月 日	年 月 日	国 籍	
本国における所属 機関・職名等			
学 歴 ・ 学 位			
本学における 研究活動内容			
受 入 期 間	年 月 日 から		年 月 日まで
受入学科等及び 教員の職・氏名			
受入れを希 望する理由			
日本における住所			
旅費の出所	渡航費 滞在費		
備 考			

別記様式第2号（第4条関係）

外国人研究者受入期間延長承認申請書

年 月 日

高知大学長 殿

部局の長

外国人研究者として、下記のとおり受入期間を延長したいので申請します。

記

氏名 カタカナ (母国語)		性別 男 女
当初の受入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで	
本学における 研究活動内容		
受入学科等及び 教員の職・氏名		
受入期間を 延長する理由		
旅費の出所	渡航費 滞在費	
備考		